

令和4年度 福島イノベ倶楽部総会
福島イノベーション・コースト構想の推進に係る
税の優遇措置（イノベ税制）について



福島復興再生特別措置法に基づく税制に関する計画の適用対象地域等

	風評税制【新設】 (特定事業活動振興計画)	イノベ税制【新設】 (新産業創出等推進事業促進計画)	企業立地促進税制【継続】 (企業立地促進計画)
対象地域	県内全域 	浜通り地域等15市町村のうち 新産業創出等推進事業促進区域※ 	避難解除区域 認定特定復興再生拠点区域 
対象業種	農林水産関連産業 観光関連産業	イノベ構想重点6分野の取組に資する製造業等	製造業、建設業、農林水産業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業、エネルギー関連産業など幅広い業種
主な特例措置の内容・措置率	機械等の特別償却 (税額控除) ・機械装置 即時 (15%) ・建物等 25% (8%) ・器具備品 即時 (15%) ----- 雇用特例 ・税額控除 10% ----- -	機械等の特別償却 (税額控除) ・機械装置 即時 (15%) ・建物等 25% (8%) ・器具備品 即時 (15%) ----- 雇用特例 ・税額控除 15% ----- 開発研究用資産に係る特別償却等	機械等の特別償却 (税額控除) ・機械装置 即時 (15%) ・建物等 25% (8%) ----- 雇用特例 ・税額控除 20% ----- -
措置期限	5年間 (~2025年度末)	5年間 (~2025年度末)	避難指示解除後7年間

※ 新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域



福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置【イノベ税制】

福島イノベーション・コースト構想の重点分野に係る取組を行う皆さまへ



浜通り地域等において イノベ構想の重点分野に係る 新製品の開発等を行う方を 対象とした税の優遇制度があります！

福島復興再生特別措置法

〈福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置〉

イノベ構想の重点分野※に係る新製品の開発等について
設備投資、被災者等の雇用、研究開発を行う場合、
課税の特例を受けることができます。

- ※ ① 廃炉、② ロボット・ドローン、③ エネルギー・環境・リサイクル、④ 農林水産業、⑤ 医療関連、⑥ 航空宇宙

申請できる方

新産業創出等推進事業促進区域※1内において、新産業創出等推進事業※2を行う個人事業者又は法人 【知事の認定が必要です】

- ※1：福島国際研究産業都市区域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の15市町村）内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると提出新産業創出等推進事業促進計画で定めた区域。
- ※2：新たな産業の創出又は国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁全で定められた事業。
 - ① 新たな製品の研究開発の推進等に資する事業
 - ② 独自に開発した技術を活用した新商品の開発等に関する事業
 - ③ 先進的な技術の活用や既存の技術の改良による新商品の開発等に関する事業

《お問い合わせ先》

➤ 制度概要について 福島県企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課 TEL：024-521-7853

➤ 認定申請について 県北・県中・相双・いわき地方振興局企画商工部

詳しくはホームページをご覧ください。

インターネットで

選ばれる地域の税制

検索

■ 対象となる区域

新産業創出等推進事業促進区域

福島国際研究産業都市区域（15市町村）内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域です。

具体的な区域は、提出新産業創出等推進事業促進計画を確認ください。



15市町村の一部区域です

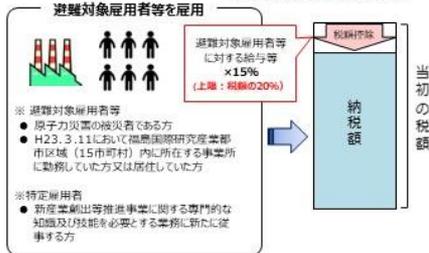
■ 手続きの流れ



■ 特例の内容

● 避難対象雇用者等を雇用する場合

認定を受けた個人事業者または法人は、避難対象雇用者等または特定雇用者※に対する給与等支給額の**15%を税額控除**（認定を受けた日から5年間）



（注）上記「避難対象雇用者等を雇用する場合」と「設備投資を行う場合」の税額控除は選択適用。

● 設備投資を行う場合

認定を受けた個人事業者または法人が、新産業創出等推進事業の用に供する機械・装置、器具・備品及び建物等を取入れた際の**特別償却**または**税額控除**

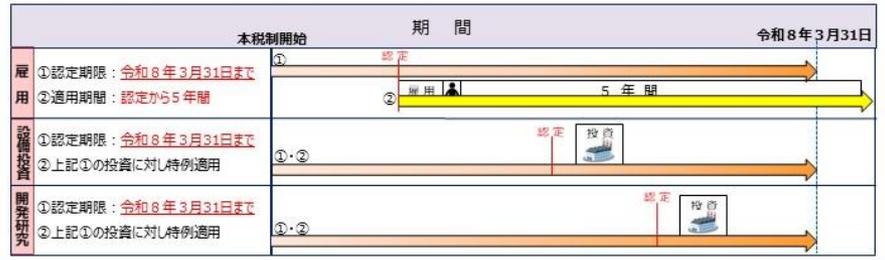
特別償却		選択適用	税額控除	
機械・装置 器具・備品	即時償却		機械・装置 器具・備品	15%
建物、構築物	25%	建物、構築物	8%	

申請により、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免も可能

● 開発研究用資産への投資を行う場合

認定を受けた個人事業者または法人が、開発研究用資産の**即時償却**に加え、当該即時償却の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして**税額控除**

■ 本税制を活用することができる期間





イノベ税制 対象事業のイメージ

- イノベ構想の実現を通じた**自立的・持続的な産業発展**を目指し、**重点6分野**（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）**に関連する業種が対象**。
- 認定計画に基づき**建物・機械等の取得**や**避難対象者等を雇用**した場合などに課税の特優を受けることができる。

対象となる事業イメージ

※ 記載事業は一例です。記載事業以外でも数多くの事業が対象となりますので、まずはお相談下さい。

【廃炉】

- ・ 廃炉作業に資する遠隔操作ロボットの開発や高濃度放射線環境下でも測定可能な機器等の開発



【ロボット・ドローン】

- ・ 軽量で耐久性のある素材や超精密な部品等、ロボット・ドローンに関連したこれまでにない新たな部品等の開発



【エネルギー・環境・リサイクル】

- ・ 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた太陽光発電設備や風力発電設備のメンテナンス技術の開発



【農林水産業】

- ・ ハウス内外の環境（温湿度、日射量、風速、二酸化炭素濃度等）を各種センサーで自動測定するシステムを活用した農業



【医療関連】

- ・ 介護現場での職員の負担を軽減することに資する介護支援ロボット等の開発



【航空宇宙】

- ・ 空飛ぶクルマの開発・製造に必要となるこれまでにない新たな機能や特徴を有する部品等の製造



問い合わせ先：福島県企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課

TEL：024-521-7853

E-mail：fukushima_innov@pref.fukushima.lg.jp

URL：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/innov-zeisei.html





イノベ税制 申請手順とQ & A

福島イノベーション・コースト構想を推進するための課税の特例「イノベ税制」の申請手順のご案内

- ◆ あらかじめ指定されている区域内において、対象の事業を実施する個人事業主または法人が、所定の「事業実施計画書」を作成し、県の認定を受けることで、所得税または法人税や不動産取得税等の特例を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、福島県ウェブサイトをご覧ください。申請に必要な書類のデータや記載例などを掲載しています。ご不明な点等がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

福島県ウェブサイト「福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置について」

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/innov-zeisei.html>



①「新産業創出等推進事業実施計画」の作成

- 所定の様式に基づき、新たに実施する予定の事業について、
 - ・ 目標や内容、業種名
 - ・ 事業を行おうとする所在地名
 - ・ 設備投資予定額や予定雇用者数などを記載いただきます。

事業実施計画書の作成や添付書類の準備に当たっては、管轄の地方振興局において、事前に御相談に対応します

② 添付書類のご用意

- 主な添付書類
 - ・ 住民票または履歴事項全部証明書・定款
 - ・ 確定申告書または事業報告書・財務諸表
 - ・ 事業実施予定位置図、施設配置図
 - ・ 法令等遵守の誓約書等への署名 など

③「認定申請書」と合わせて①、②の書類を提出

- 事業を行う事業所が所在する区域を管轄する県地方振興局にご提出ください。(メール、郵送どちらでも可。)

計画認定

- 申請から認定まで、審査には概ね1か月程度かかります。
- 認定された計画に基づき、設備投資や雇用を行った場合、課税の特例が受けられます。

【お問い合わせ先】

ご不明な点がありましたら以下の各連絡先までお問い合わせください。

- ◆ 制度全般・総合調整、事業実施計画の認定に関すること
福島県 企画調整部 福島イノベーション・コースト構想推進課 (024-521-7853)
各地方振興局 企画商工部 (以下の各地方振興局お問い合わせ先一覧を参照)
- ◆ 地方税の課税免除に関すること
福島県 総務部 税務課 (024-521-7068)
各地方振興局 県税部 (以下の各地方振興局お問い合わせ先一覧を参照)
- ◆ 国税(所得税・法人税の特別償却・税額控除)に関すること
国税庁 仙台国税局 各税務署へお問い合わせください。
《各県地方振興局のお問い合わせ先一覧》

県北地方振興局	福島市杉妻町 2-18	企画：024-521-2858	県税：024-521-2892
県中地方振興局	郡山市麓山1丁目 1-1	企画：024-935-1323	県税：024-935-1251
相双地方振興局	南相馬市原町区錦町 1-30	企画：0244-26-1142	県税：0244-26-1126
いわき地方振興局	いわき市平字梅本 15	企画：0246-24-6006	県税：0246-24-6032

福島イノベーション・コースト構想を推進するための課税の特例「イノベ税制」のQ & A

Q1

福島イノベーション・コースト構想とはなんですか？

A: 東日本大震災や原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用の回復を目指し、新たに産業集積を進める構想です。

Q2

どのような事業を行えば特例を受けることができますか？

A: イノベ構想の推進に係る重点6分野(廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙)のいずれかに該当し、次の①～③に掲げる事業となります。

- ① 新たな製品の研究開発の推進等に資する事業
- ② 独自に開発した技術を活用した新商品の開発等に関する事業
- ③ 先進的な技術の活用や既存の技術の改良による新商品の開発等に関する事業

Q3

赤字の事業者にもメリットはありますか？

A: 税目(不動産取得税、固定資産税)によっては、特例を受けられる場合があります。

Q4

事業用設備には、どのようなものが該当しますか？

A: 減価償却資産のうち、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置に該当するものが対象です。家具や電気機器などの器具及び備品や車両運搬具に該当するものなどは対象外です。

Q5

補助金の交付を受けて事業用設備を取得した場合、課税の特例は適用されますか？

A: 適用されます。ただし、取得価額は法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は圧縮記帳後の金額となり、「積立金方式」を用いた場合は補助金額等を差し引いた価額となります。

Q6

中古物件を取得した場合、課税の特例は適用されますか？

A: 適用されません。取得した資産が事業の用に供されたことのないものが対象です。

Q7

避難対象者雇用者等または特定雇用者を雇用する場合の特例を受けたいと考えています。対象者はどのような方ですか？

A: 次のいずれかに該当する方です。

- ① 平成23年3月11日に、イノベ区域[®]内の事業所に雇用されていた方
- ② 平成23年3月11日に、イノベ区域[®]内に居住していた方

※いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の15市町村
なお、上記に該当しない方でも、専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する方は対象となる場合があります。